

令和3年1月25日

第2学年保護者の皆様

奈良県立榛生昇陽高等学校
校長 田淵 泰央

新型コロナウイルス感染症に係わる令和2年度修学旅行の実施判断基準等について

令和2年度修学旅行の実施にあたり、下記1の基準等に基づき本校における実施の可否を判断します。

- 令和3年2月10日（水）（キャンセル料が発生する前日）までの期間
※(1)~(5)のすべてが満たされている場合は実施を可とします。
 - 国が「緊急事態宣言」を全国対象に発表していないこと
 - 国が修学旅行先（四国4県のいずれかの県）を「特定警戒都道府県」に指定していないこと
 - 修学旅行先（四国4県のいずれかの県）が独自の緊急事態宣言を発表していないこと
 - 修学旅行先（四国4県すべて）が奈良県からの修学旅行の受け入れを拒否していないこと
 - 第2学年の保護者から概ね7割程度の参加同意が得られていること
- 令和3年2月11日（木）（キャンセル料が発生する日）～3月2日（火）（修学旅行出発前日）
 - 前掲1に基づき、修学旅行の実施の可否を日々判断します。
 - 個人のキャンセル料については裏面のとおりです（2学期末三者懇談時に配付）。
- 修学旅行出発前日から出発後で、生徒等に陽性者等が確認された場合の対応

時期	生徒等の状況	参加の可否等	修学旅行の実施等
前日	発熱等の風邪症状があったが自宅休養で症状が回復し3日（72時間）経過している	可	実施
	発熱等の風邪症状があったが、医療機関を受診し回復している	可	
	PCR検査受検待ち・結果待ち	不可	
	PCR検査が陰性	可	
	同居家族のPCR検査が陽性もしくは受検待ち・結果待ち	不可	
	同居家族のPCR検査が陰性	可	
	参加予定者が陽性者と特定	—	保健所の指示等を踏まえて判断
他学年の生徒が陽性者と特定	—		
出発時	発熱等の風邪症状	不可	実施
	濃厚接触者と特定	不可	
	同居家族がPCR検査受検待ち・結果待ち	不可	
	他学年の生徒が陽性者と特定	—	保健所の指示等を踏まえて判断
出発後	発熱等の風邪症状	別室対応・受診等	
	PCR検査受検が必要	離団(隔離等)	
	参加者が陽性者と特定	離団(入院等)	
	PCR検査で陰性と特定	可	
	同居家族が濃厚接触者と特定	—	保健所の指示等を踏まえて判断
	他学年の生徒が陽性者と特定	—	

- 修学旅行自体を実施しない場合は、企画料（旅行代金の5%相当）が発生します。尚、企画料については参加予定者の負担となりますのでご了承ください。